

会員の住所不明の場合の取り扱いについて
2018年5月25日 社会政策学会本部

学会事務センターから会員への送付物等が返送された場合、その取り扱いは下記による。

- (1) 事務センターは、当該会員への学会誌を含むすべての送付物の送付を停止する。
- (2) 事務センターは、電子メールや電話など、事務センターが保持する情報によって、当該会員へ連絡を取り、新しい住所を事務センターに届けるように促す。
- (3) 当該会員へ連絡が取れないときは直ちに、連絡が取れても1ヶ月以内に当該会員から新しい住所が事務センターに届けられないとき、それ以後、事務センターは当該会員を「住所不明会員」として扱う。
- (4) 事務センターは、「住所不明会員」の名前その他の情報を学会本部すなわち代表幹事および事務局長にすみやかに報告する。
- (5) 学会本部は、もし可能であれば、他の会員などをつうじて「住所不明会員」と連絡を取り、会員資格の継続ないし退会を確認する。
- (6) 「住所不明会員」から事務センターへ新住所等の届けが提出されるとともに、未納の会費の全額が納入されたとき、事務センターは「住所不明会員」の扱いを止め、すべての送付物の送付を再開する。ただし、「住所不明会員」であった期間の送付物については、学会誌のみを送付し、それ以外の送付物は送付しない。事務センターは、「住所不明会員」の扱いを止めたことを、学会本部すなわち代表幹事および事務局長にすみやかに報告する。
- (7) 「住所不明会員」の会費滞納が3年度分に近づく年度末に、事務センターは学会本部に「住所不明会員」を年度末で会員資格を喪失する予定者として報告する。
- (8) 幹事会は、(7)で報告を受けた「住所不明会員」について、その会員資格喪失をすみやかに決議する。
- (9) 「住所不明会員」として会員資格を喪失した元会員が会員資格の復活を希望するとき、会則第6条に定める手続きにしたがって幹事会の承認を得た上、会員資格喪失の手続きがとられた際の未納会費の全額を納入するものとする。

注:下線部が、新規の取り扱いである。